

令和元年8月9日 招集
北九州市西部農業委員会 第27回総会議事録

1 会議の日時

令和元年8月9日 15時54分から
令和元年8月9日 16時52分まで

2 会議の場所

折尾出張所 2階会議室

3 会議の出席委員（20名）

◆農業委員（12名）

1番	倉成 保彦	3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄
9番	田中 義一	11番	久保田 晴彦	12番	福田 甚裕	13番	梅崎 正和
14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	16番	松岡 勝信	19番	吉武 淳一

◆農地利用最適化推進委員（8名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	7番	小田 建治	10番	秋山 誠
17番	安田 和彦	20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司	22番	本田 春夫

4 会議の欠席委員（2名）

◆農業委員（2名）

8番	山田 泉	18番	栗山 重隆
----	------	-----	-------

5 会議の出席職員

事務局長 橋本 浩司 次 長 石丸 校寛 農地担当係長 吉田 修
主 査 手島 幸陽 主 任 松本 敦

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第75号 北九州市農業地域整備計画の変更に関する意見の決定について
議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
報告第102号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第103号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第104号 非農地証明願について

(2) 一般議案関係

議案第78号 令和2年度予算等に係る要望(案)について

(3) その他

7 議事 会長(久野 善隆)が議長となり開会を宣言 15時54分

<p>事務局長</p>	<p>それでは定刻前ではございますが、本日出席予定の委員の皆様、全員お揃いでございますので、ただ今より、第27回西部農業委員会の総会を始めさせていただきたいと思っております。それでは会議の進行については、久野会長よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ちょうど台風8号も、まともに来た割には、山を越えてきたもので大した影響がなくて、本当に良かったと思っております。また9号も少し進路が外れるようですし、10号も影響が無ければいいなと思っておりますが、10号も割と偏西風等の関係で逸れるのではないかと思っております。それにしても連日の猛暑で大変だと感じております。</p> <p>また、予算要望の関係で皆様方に色々説明して、何かあれば事務局の方に意見を伝えていただくようお願いしておりました。今日、予算要望を皆様の承認を得て、それに基づいて、行政・議会・市長サイドに例年通り陳情していきたいと考えております。重点的に絞っていることを3点ほど特にお願しておこうと考えておりますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第27回総会を開催いたします。まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は20名です。欠席の委員は、8番の山田委員、18番の栗山委員の2名です。過半数の出席がありますので会議をはじめます。次に今回の総会議事録の署名委員を指名します。今回の署名委員は、1番の倉成委員と6番の木原委員に申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、1頁の議案第75号北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、市長が当委員会に意見を求めているものです。それでは、事務</p>

	局からの説明をお願いします。
	(事務局議案書を読み上げて内容を説明)
議長	事務局の説明が終わりました。この件について、先の第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を大庭調査長より報告をお願いいたします。
調査長	それでは着席にてご報告いたします。議案75号について、ご報告いたします。8月1日に事務局と農業委員で現地調査を行いました。対象地の2筆は、「児童養護施設暁の鐘学園」の運動場の隣接地であり、運動場の敷地の拡張として、農地利用計画の変更を行うことについては、審議しました結果、異議無く承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。
議長	はい。ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議長	ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、異議無しということで、議案第75号については、原案どおり了承することに決定を致したいと思います。

議 長	次に、6頁から7頁の議案第76号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。それでは事務局からの説明をお願いします。
	（事務局議案書を読み上げて内容を説明）
議 長	この件について、第1調査委員会で事前審査をいたしましたので、その意見を大庭調査長より報告いたします。
調査長	議案第76号について、ご報告します。農地中間管理事業の農用地利用集積計画について委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議無く承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。
議 長	ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	ご意見はありませんか。よろしいでしょうか。
	（異議なし）

議 長	異議が無いようですので、議案第76号については、原案通り決定することいたします。
議 長	次に、8頁の議案第77号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、本議案は農用地利用配分計画(案)作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。それでは事務局の説明をお願いします。
	(事務局議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。この件について、第1調査委員会で事前調査をしましたので、その意見を報告いたします。
第1調査長	<p>議案第77号についてご報告いたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、調査委員会において審議しました結果、内容につきましては異議無く、承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	それでは意見がありませんので、異議無しということで、議案第77号については、原案どおり承認することにいたします。
議長	ご審議ありがとうございました。これで議案審議は終わりです。引き続き、報告事項に入ります。
議長	まず、9頁の報告第102号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	次に、10頁から12頁までの報告第103号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明をお願いします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	次に、13頁の報告第104号非農地証明願について、説明をお願いします。

	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい、以上報告事項について、事務局からの説明が終わりました。この報告事項について、何か意見がありましたらお伺いしたいと思います。
議長	報告事項については、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	ご審議ありがとうございました。これで農地法関係の議案審議と報告事項の説明を終わります。
議長	それでは、一般議案等に移ります。今回の一般議案は、議案1件です。1頁の議案第78号、「令和2年度予算等に係る要望(案)について」、事務局からの説明をお願いします。
次長	<p>お手元にお配りしております「一般議案書」をご覧ください。一般議案書の1頁、令和2年度予算等に係る要望(案)についてご説明いたします。</p> <p>先月7月の第26回総会におきまして、草案をご提示させていただきまして、その後いただきました意見を反映しまして調整しましたものがお手元にお配りしている案でございます。全体的な事に関しましては、先月にご説明しておりますので、調整・変更した点につきまして、ご説</p>

明いたします。

5頁をご覧ください。枠の中の他都市が実施しております先進事例についてでございます。親元就農支援対策として、他都市の先進事例を提示しておりますが、細かい点ではございますが、①の岐阜県が実施しております施策の中で、岐阜県が55歳未満を対象としていることに対して、国の同様の制度は「50歳未満」を対象としていることから、概要の中でその旨を追記しております。また、制度の対象者につきましても、記載しております5つの条件全てを満たす必要があることから、「①～⑤すべてを満たす者」という表現を追記しております。

②の竹田市の事例につきましても、前回の草案においては、対象者を「45歳未満」と記載しておりましたが、正しくは「50歳未満」でございましたので、修正しております。併せて対象者の条件も①～④すべてを満たす必要があることから、その旨を追記しております。

続きまして7頁をご覧ください。一般要望の中で、「2市との意見交換の定期開催について」の中で、「・その他の予算要望事項の内容全般」を追記しております。

続きまして8頁に移ります。「5圃場整備等安心して農業を継続できる環境整備への支援」の中で、「(2)ゲリラ豪雨対策について」の項で、下から5行目の河川を管理する関係機関に關しまして、具体的な記載を加筆しております。

変更箇所につきましては、以上でございます。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。前回の草案から変更・修正した部分を中心に説明してもらいました。皆様から何かご質問・ご意見がありましたらお受けしたいと思います。

議 長	<p>今、訂正等がありましたように、皆様方からの意見を受けて、文章の追加・補正等を行っております。質問等はよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>はい、それでは、議案第78号「令和2年度予算等に係る要望(案)について」、決定することといたします。この内容で、大庭・倉成両副会長と東部の正副会長と共に、理事・市議会の正副議長・副市長への要望をして参りたいと思います。</p>
議 長	<p>ご審議ありがとうございました。これで一般議案等の審議は終わりでございます。</p> <p>引き続き、その他の項に入ります。「農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査について」事務局からの説明をお願いします。</p>
農地担当係長	<p>農地の利用状況調査の方法についてですが、今回は概略についてご説明させていただきましたが、今回は皆様にお配りする台帳を基に、記入方法等をご説明させていただきたいと思っております。最初にA4の縦の資料をご覧ください。2つ目の項目をご覧ください。調査方法についてですが、1番の現地調査について、8月から9月と記載しておりますが、今からお配りする予定の台帳が2つありまして、1つは地図を付けているバインダーの資料、もう1つが地図に基づいて、所有者などを記入していただく台帳を用意させていただいております。</p> <p>最初に担当している地域の遊休農地を把握していただいて、遊休農地がある場合は、その農地を○で囲んでいただいて、遊休農地の番号を付けていただきまして、その番号を台帳に書いてい</p>

	<p>ただいて、全国農地ナビで地番等が確認できましたら、記載していただき、所有者などもわかるのであれば、記載していただきたいと思います。合わせて、その所有者の方と、面識があるのであれば、今回「農地の利用の意向について」という資料もご用意しておりますので、今後所有者が農地を例えば中間管理機構に貸すとか、自分で耕作する等の意向が確認できれば、意向調査票に記載していただければと思います。遊休農地台帳に登載されている農地で、状況に変化があれば現状等を記入と書いておりますが、これは今まで報告していただいた遊休農地を事務局でまとめて台帳にしておりまして、今まで挙げていただいた委員さんの資料にその台帳を付けさせていただいております。今回改めて見ていただきまして、状況に変化があれば、備考欄にその旨を記載していただければと思います。内容に関しては10月の総会開催時に持ってきていただいて、取りまとめた結果を12月の総会で報告させていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>毎年10月までに提出でしたよね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>10月の総会開催時に、1式提出させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>調査台帳は、9月の総会の時に持って帰ってもらって、1ヶ月ありますので、10月の総会の時に提出していただければいいと思います。今日、自分の車で来られている方は、今日持って帰られてもいいと思います。何かここに来る用件があるのであれば、その際に持って帰ってもらえばいいと思います。基本的に来月の総会の際に持って帰っても十分に間に合うと思います。</p> <p>これが、常日頃からですが、耕作放棄地はこの調査の時もですが、地域で作らないという情報があれば、早めに詳細を聞き取って、2年も3年も放置すると後が大変になるので、早めに地主さんに意向を聞き取って、貸し手が見つからない場合は、農業委員で対応できるものは対応し</p>

	<p>て、ある程度事務局の方もそういう事情を説明すれば、事務局の方で対応しますので、出来る限りそういう所が見つかったら、早めに連絡していただきたいと考えます。</p>
22 番本田委員	<p>私は安屋が担当ですが、前任の農業委員の方と話をする機会があるのですが、この件について、1回挙げた土地については、2度は挙げられないと聞いたのですが、それは本当ですか。</p>
農地担当係長	<p>挙げていただいて結構です。事務局側で突合せします。</p>
22 番本田委員	<p>分かりました。</p>
3 番大庭委員	<p>1回荒れ地を綺麗に戻して、それが再び荒れたとかのそういう場合もあるだろうと思います。</p> <p>今、非農地農家が結構多いので、問題は作る耕作者が変わったら、また作り始めたり、その様な関係が上がってくる場合があるから、その都度上げた方がいいのではないのでしょうか。</p>
農地担当係長	<p>既に把握されていて、別の方が耕作するという事が分かっているならば、1年間も放置されていないかもしれないので、それは挙げなくていいかと思います。各委員さんが把握されていていればいいと思います。</p>
3 番大庭委員	<p>現状を見た形で、1年以上放置されているようであれば、挙げておいた方がいいということですね。</p>

農地担当係長	そうです。
3番大庭委員	調査で回った時に、どこからどこまでが自分の畑か分からんという場合があるのですが。
農地担当係長	それは、先月の総会でも話題に出ました全国農地ナビである程度分かるかと思います。
3番大庭委員	農政事務所に行ったら、地図があるのですが、貸してくれないので。
議 長	基本的に自分で見て、耕作放棄されていると判断出来て、事情が分かっているものは自分で動いてもらっていいのですが、内容が分からない場合は挙げてください。挙げてもらったものは、事務局の方で調査します。現実にはきちっと耕作放棄されると隣接地も困るので、不法投棄の温床になっても困るので、挙げるものは挙げておいてください。
議 長	よろしいでしょうか。
	(意見無し)
議 長	それでは、引き続いて「令和元年度上期農地パトロールについて」、事務局からの説明をお願いします。

議 長	<p>令和元年度上期農地パトロールについて、A4の横の資料になります。毎回半期ごとに実施している調査となります。今回は、9月2日の月曜日と3日の火曜日に平成30年4月1日から平成30年9月30日までに許可申請等されたものが対象となっております。今回は若松が2件、八幡が5件となっております。今後、今月の26日までに許可申請等が出た場合、それも合わせて現地調査を実施することになりますので、またその詳細が分かり次第、26日の締め切り後になりますが、関係する農業委員さん・最適化推進委員さんにご連絡することになりますので、暑い日が続きますが、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>この件について、何かご意見・ご質問があれば承ります。</p>
16番松岡委員	<p>7番については、現地委員は倉成副会長です。</p>
事務局長	<p>失礼しました、訂正します。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>他に事務局から連絡事項はありませんか。</p>

事務局	ありません。
3 番大庭委員	調整区域を農用地区域に戻す場合について、1 つ聞きたいことがあります。
事務局長	調整区域、今白地になっているところを青地にする、線引きを変えるということは可能かと思っています。
議 長	その周辺は全部農用地区域で、ハウスが建っているのですが、ハウスの建っている位置が農用地でなくて、所有者が農用地区域にして欲しいと言っている。
農地担当係長	農政事務所で受付は出来るかと思っています。
3 番大庭委員	道路を挟んで3 反程あって、ハウスを建て替える時に、農用地区域じゃないと申請できない。
議 長	まず農政に確認して、皆さんに報告してください。もし出来るのであれば、皆さんにとっても参考になると思います。次回の総会で参考までにその資料を出して下さい。
3 番大庭委員	農政事務所には一旦相談してみたのですが、部分的にするのは難しいかもしれないとのことでした。さっきの議案で農用地区域から外す議案があったので、逆でも出来るのかなと思って。

事務局長	<p>余り農用区域に入れてくれという話はありませんので。具体的にどういう手続きをとればいいのか等については、調べてご報告いたします。</p>
議 長	<p>事務局から他に連絡事項はありますか。</p>
事務局長	<p>お手元に配布しております、農地六法の資料につきましては、ご紹介という事でよろしければどうぞというご案内でございます。</p> <p>もう1件、農業用ため池の届出につきましては、先般の国会で決議されたことで、ため池の所有者が届出をしなければならないという内容でございます。県で内容について整理したうえで、市にも通知があると思います。市としては今後ため池をどのように管理していくか考えていくことになるかと思えます。</p>
3 番大庭委員	<p>有毛で堤防が崩れかけているという話で、耳取池は余り水を溜めないように言われている。</p>
20 番松浦委員	<p>調べたら、溜めていいといわれています。</p>
議 長	<p>豪雨の際に農業用ため池が原因で決壊して被害が拡大した等、放置していたら大きな災害につながるから、費用を負担してでも国と各市町村の予算で対策しましょうという内容です。地域でそういう対象があれば、農政事務所に相談すればいいと思います。</p>

20 番松浦委員	耳取池は、地区の池で役所が管理しているはずなので、調査した結果は、いいという結果になっています。決壊しないという調査結果がでていて、溜められると聞いています。
議 長	ため池の管理はかなり地元の負担になっているのが、何か所もあるので、毎回困っていますので、予算化されることで、やりやすくなっていくと思います。
事務局長	困みになのですが、東部の予算要望は、ため池をメインに話をすることになりそうです。この調査と合わせて、今後そういうような負担が無いようにという事を要望の中心にしていくことになります。
議 長	農事組合長会議の日程はどうなっていますか。
事務局長	農事組合長会議は、最初が若松で9月18日です。
議 長	その時に、地元選出の農業委員と事務局で相談して説明するという事になると思います。その辺は地域の事なので、事務局で説明はするけど、補足説明を地元の委員さんで、挨拶の時でもいいし、その辺で調整してください。その前に総会があるので、その際に何日の農事組合長会、その地区の農業委員に前回は挨拶してもらったので、その地域に農業委員が複数居る場合は、誰が挨拶するかを次回の総会では決めたいと思います。事務局で案だけ作成してください。

議 長	他にご意見があえばお聞きしますが。よろしいでしょうか。
	(異議無し)
議 長	それでは、これで第27回総会を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。